

ガイドラインの「はじめに」の構成案

はじめに

1 木材利用を取り巻く状況

(1) 国際状況

平成27年に開催された「第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」で採択された「パリ協定」など、国際的な枠組みの中で、森林の持つ地球温暖化防止機能が重視されるようになり、二酸化炭素吸収源である森林の整備を積極的に推進していくことが求められています。

(2) 国内状況

国内の森林資源は、戦後造林されたスギやヒノキの人工林を中心に、木材として利用可能な材齢に到達しており、伐採需要が飽和状態となっています。（国産材の自給率は約31%）※平成29年時点

また、地形的課題（林道改善の必要性）、従事者の高齢化、流通上の課題（安定した需要の確保）及び、低価格な外国産材とのコスト差に対して、林業の活性化を図るとともに、木材の利用・消費の拡大による循環型社会の形成が求められています。

2 府内産材（地域産材）の利用の意義と木の良さ

(1) 本市近隣の森林の現状と課題

本市は、市域に山林等の広大な森林を保有していませんが北側には北摂山系をはじめとした豊かな森林が存在します。

本市近隣の森林は、水資源のかん養や土砂災害の防止等の多面的な機能の発揮を通じて市民の安心・安全な暮らしに寄与しており、森林の適正な整備によりこれら森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることは極めて重要です。

しかし、大阪府を含む国内の人工林は、間伐の遅れ等から森林が荒廃し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっています。

適切な森林整備を進め、健全な森林を育成することを目的として、森林整備の過程で発生する木材の積極的な利用に取り組むことは、森林の有する多面的機能の発揮につながり、特に府内産材をはじめとした国産材の需要の拡大は、山村等における持続的な森林管理を経済的に支えることに寄与していきます。

(2) 府内産材の利用の意義

府内産材を利用することは、地域の林業・木材産業の活性化を通じて、その収益が林業生産活動に還元されることによって、間伐、主伐、植栽等のサイクルが持続していきます。森林の生長過程において大気中の二酸化炭素の吸収等の森林の機能が効果的に発揮され、地球温暖化の防止に貢献します。また木材は、製造に要するエネルギーが小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるとともに再生可能な資源であるため、循環型社会の形成にも貢献します。

(3) 木の良さ

ア 健康面での効果

木材は、断熱性や調湿性に優れ、リラックス効果が高い等の性質を有するため、健康的で温もりのある快適な生活空間を形成する上で極めて有効です。

イ 教育面での効果

a 木育の推進

自然素材である木の「あたたかさ」や「やさしさ」に乳幼児期から触れ、自然の香りや手触り等の木の良さを五感で感じるにより、豊かな感受性や自然への親しみが育まれ、将来の林業や自然保護の活性化につながっていきます。そのため、市民に対して、教育施設や保育施設を中心に、木材に積極的に触れる機会を提供することで、木の良さやその利用の意義の周知に努めていく必要があります。

ウ 環境面での効果

a 再生可能な資源

石油や石炭などの化石燃料はいずれ枯渇します。鉄やコンクリートなどの建設資材も同様です。一方、木材は「伐って・使って・植えて・育てる」森林の循環利用によって再生可能な資源と言えます。

b 地球温暖化防止

木はCO₂を吸収し、成長過程で炭素（C）として体内に蓄えられる働きがあります。木が木製品や住宅として利用される間も、その炭素は蓄えられています。そのため、健全な森林を育成し、そこから生産される木材を利用し、跡地に再度森林を育成するという健康な森のサイクルを維持することで、森林はCO₂を吸収し地球温暖化防止に貢献します。

c 災害の防止

樹木の根は土砂や岩石等をつなぎ止める役割を果たし、下草や落ち葉は降雨等による土壌の流出を抑えてくれます。また、森林の土壌は水を蓄える機能が高いため、一時的に蓄えた水をゆっくり河川に流すことで、洪水や渇水を緩和するといった機能も向上します。人工林でこの機能を発揮するには、木を使って健全な森林を維持することが、欠かせません。

d 製造時の消費エネルギー、炭素排出量が低い木材

建築資材の1㎡製造時の消費エネルギーを比較すると、木材（人工乾燥材）を1とした場合、鋼材は83倍、アルミニウムは343倍となり、木材は他の材料に比べて省エネな資材と言えます。

次に、材料製造時の炭素放出量を比較すると、木造住宅は鉄骨プレハブ住宅の約1/3、鉄筋コンクリート住宅の約1/4と少なくなっています。また、竣工後の炭素貯蔵量を比較すると、木造住宅は鉄骨プレハブ住宅、鉄筋コンクリート住宅の約4倍多くなっています。

3 能勢町産材の利用の意義

平成17年8月にフレンドシップ協定を締結した吹田市と能勢町は、平成28年度から平成30年度までの間、環境省の公募事業である「地域循環共生圏構築検討業務」に共に参画し、街（吹田市）と里（能勢町）との間での経済性を伴った連携について検討を重ね、里山資源等の活用に向けた様々な連携活動を実施してきました。そして、両市町の継続した取組を実施するため、「地域循環共生圏構築検討業務」終了後の具体的な連携活動を担保する「確認書」が平成30年11月に取り交わされました。

吹田市では、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年10月施行）」に基づき、国が定める「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月策定）」及び「大阪府木材利用基本方針（平成23年12月策定）」に則して、平成30年12月に「吹田市木材利用基本方針」を策定し、公共建築物等での木材の利用を促進する上で必要な事項を定め、能勢産材を中心に国産材の利用拡大を推進しているところです。

そして令和元年5月「吹田市木材利用基本方針」に基づき、本市公共施設等への能勢町産材等の利用についての仕組みの構築に向けて、能勢町産材等の利用推進に必要なガイドラインの策定を行うための意見聴取の場として「木材利用検討会議」を設置し、公共施設での木材利用について検討を重ねてきました。

本ガイドラインは、木材利用検討会議において取りまとめられた課題やその解決方法などをふまえ、本市における施設管理等を行う職員が、国産材・府内産材・能勢町産材の利用を行う上で必要となる情報を整理したものであり、本市における一層の能勢町産材をはじめとした府内産材の利用を進める上で、本ガイドラインを活用頂ければと存じます。

今後、本書を活用していただき、多くの市民が気軽に府内産材、能勢町産材に親しむ公共空間の整備が広がるよう祈念しています。